

実質化された人・農地プラン

[注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。]

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
笠間市	旧西山内村 (飯合、稻田、福原)	令和3年3月29日	令和6年3月11日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	430.39ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	364.39ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	140.89ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	49.96ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	30.58ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	37.20ha
(備考) 地区内において、農地所有者が農地を貸付けまたは売却の意向のある面積の合計：74.20ha	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

遊休農地や、鳥獣被害農地が増えている。人口減少で、農業をやる「人」も限られてきている。
今の担い手で現在の規模を維持することで精一杯であり、後継者の確保が課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上稻田地区の水田利用は、中心経営体である集落営農組織が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する 認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

下稻田地区では、今後土地改良事業が実施される予定となっており、その水田利用は、中心経営体である認定農業者者4経営体のほか、他地区からの入作で担うこととなっている。また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。

福原地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者5経営体が担い、畑利用については中心経営体である認定農業者3経営体と認定新規就農者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	個人情報保護の観点から、農業者名は公表しません。	水稻	15.3 ha	水稻	17.3 ha	稻田・飯合
認農		水稻	9.1 ha	水稻	9.1 ha	福原・本戸
認農		花木	0.9 ha	花木	0.9 ha	福原
認農		野菜	1.3 ha	野菜	1.3 ha	飯合
認農		水稻	13.8 ha	水稻	13.8 ha	福原・稻田
認農		水稻	4.7 ha	水稻	4.7 ha	稻田・本戸・大橋
認農		水稻	5.4 ha	水稻	6.7 ha	福原
認農		水稻	7.5 ha	水稻	12 ha	福原
認農		花き・野菜・水稻	7.5 ha	花き・野菜・水稻	7.5 ha	稻田
認農		水稻	0.8 ha	水稻	30 ha	石井・来栖・飯合
認農		野菜	0.5 ha	野菜	0.5 ha	福原
認農法		野菜	3.3 ha	野菜	3.5 ha	福原
認就		野菜	0.7 ha	野菜	0.7 ha	福原
認就		椎茸	- ha	椎茸	- ha	福原
集		飼料用稲・そば	15.7 ha	飼料用稲・そば	15.7 ha	稻田
到達		水稻	3.8 ha	水稻	3.8 ha	福原・稻田
計		16 経営体	86.5 ha		123.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、482筆、478,659.90m ² となっている。
農地中間管理機構の活用方針 (1) 地域の農地の所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 (2) 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 (3) 担い手の分散錯園を解消するために利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
1〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
2〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
3〇〇町〇〇番	〇〇〇〇		
4〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
5〇〇町〇〇番		〇〇〇〇	
6〇〇町〇〇番			〇〇〇〇
計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。